

平成25年7月2日

ご利用団体各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立中央青少年交流の家所長

服 部 英 二

講師等宿泊室の利用に係る施設使用料の徴収について

日頃より当交流の家の運営にご理解を賜り、厚くお礼を申し上げます。

当交流の家を含む国立青少年教育施設の運営は、国からの運営費交付金と施設を利用される方々から頂く施設使用料等の自己収入により成り立っていますが、運営費交付金につきましては、国の厳しい財政事情から、毎年削減されているところです。

このような状況から、国立青少年教育振興機構内に、利用に係る受益者負担の在り方を検討する組織を設け、施設の実情を踏まえた合理性のある受益者負担の在り方について検討してきました。

当交流の家には、管理棟エリア内に講師等宿泊室が設置されております。この度、受益者負担の観点から講師室の利用に当たって、ご利用される団体の代表者又は引率責任者の方々について、管理運営に係る実費相当分をご負担いただくことで、ご利用をお願いすることとなりました。

つきましては、平成25年10月1日から別紙「講師室等利用料金表」のとおり、取り扱いたいと思いますので、お知らせいたします。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。